

## ○常滑市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付することにより、下水道整備済区域内外の住民サービスの差を緩和するとともに、汲取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替を推進することで、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上で、放流水のBOD $20\text{mg/l}$ （日間平均値）以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（以下「指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあつては、指針に適合するものをいう。ただし、別表1に掲げる性能要件を満たす環境配慮型浄化槽に限る。
- (3) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (4) 新設 新たに専用住宅に合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (5) 転換 専用住宅で現在使用中又は使用休止している汲取り便槽又は単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽へ切り替えることをいう（汲取り便槽又は単独処理浄化槽を有する専用住宅に居住する人が、新築の専用住宅に建て替える場合又は転居して専用住宅を新築する場合の合併処理浄化槽設置を含む。）。
- (6) 撤去 転換のうち、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合に、既存の汲取り便槽又は単独処理浄化槽を撤去することをいう。
- (7) 宅内配管工事 転換の場合における合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水が流れる配管）又はますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝等に放流管を接続する工事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認申請を要する建物の新築・改築又は増築に伴うものを除く。
- (8) 対象区域 転換においては、市内全区域のうち公共下水道事業計画区域及び農業集落排水処理区域を除いた区域をいう。新設においては、転換の対象区域から市街化調整区域を除いた区域をいう。

### (補助金の交付)

第3条 市は、対象区域において、専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
  - (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
  - (3) 専用住宅の販売、賃貸等の営利目的で合併処理浄化槽を設置する者
  - (4) 市税の滞納がある者
- (補助金額)

第4条 補助金の額は、設置する合併処理浄化槽の人槽区分により、別表2に定める額を上限とし、当該合併処理浄化槽の設置（転換の場合における浄化槽の撤去及び宅内配管工事を除く。）に要する費用が当該額を下回るときは、当該費用に相当する額（千円未満は切捨て）とする。

2 合併処理浄化槽の設置に伴い、同一敷地内の汲取り便槽又は単独処理浄化槽を撤去する場合の補助金の額は、撤去処分等に要する費用に相当する額又は90,000円（単独処理浄化槽の場合は120,000円）のいずれか低い額とし、前項の補助金の額に加算する。

3 宅内配管工事に要する費用に相当する額又は300,000円のいずれか低い額とし、第4条第1項の補助金の額に加算する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着工前に補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽調書の写し（建築確認により設置する場合に限る。）
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 浄化槽、汚水ます、排水管及び住宅各室等の配置・配管予定図面
- (5) 賃貸人の承諾書（住宅等を借りている者に限る。）
- (6) 当該合併処理浄化槽設置工事の見積書の写し（撤去費、宅内配管工事費の補助も受ける場合は、その他見積書の写しも添付すること。）
- (7) 全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (8) 型式適合認定書、仕様書及び図面
- (9) 工事請負契約書の写し
- (10) 浄化槽整備士免状の写し
- (11) 保証登録証（小型合併処理浄化槽機能保証制度の対象となる合併処理浄化槽に限る。）
- (12) 単独処理浄化槽から転換する場合は、法定検査結果書の写し、保守点検記録の写し、清掃実施記録の写しのうちいずれかひとつ、汲取り便槽か

ら転換する場合は、清掃実施記録の写し。

(13) 誓約書（様式第1号の2）

(14) 市税納税証明書（申請時において、市内に住所を有し、本市に備え付ける住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている者に限る。）

(15) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定及び通知書類）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。  
（変更承認申請書等）

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容（以下「補助事業」という。）を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、前条の規定による決定の変更を承認する場合は、変更承認通知書（様式第5号）により、補助対象者に通知するものとする。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内（前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、同条第2項の変更承認通知書を受け取った日から1月以内）又は当該年度の2月末日（閉庁日の場合はその直前の平日）のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し  
（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) 工事の領収書の写し

(4) 設置工事中的写真

(5) チェックリスト（様式第6号の2）

(6) 合併処理浄化槽設置後の配置・配管図面

(7) 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽からの転換の場合に限る。）

- (8) 浄化槽工事完了報告書又は浄化槽使用開始報告書の写し
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 単独処理浄化槽又は汲取り便槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する補助対象者は、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 撤去をした単独処理浄化槽又は汲取り便槽の最終清掃実施記録の写し
  - (2) 単独処理浄化槽又は汲取り便槽を適正に処理した証拠書類
  - (3) 単独処理浄化槽又は汲取り便槽の撤去工事に係る領収書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 宅内配管工事を行った補助対象者は、前2項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 宅内配管工事に係る領収書の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- (交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 誓約書の内容に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 補助対象者は、前条の規定により補助金の交付の取消しがあった場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(確認)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するため合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

浄化槽の消費電力が、表の消費電力基準以下であること。

表 消費電力基準

（単位W）

人槽（人）	通常型	BOD10mg/L以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
6～7人槽	55	75	90
8～10人槽	75	102	157

別表 2（第 4 条関係）

人槽区分	新設	転換
5人槽	199,000円	332,000円
6～7人槽	248,000円	414,000円
8～10人槽	329,000円	548,000円

常滑市長 殿

申請者 住所

フリガナ  
氏名

（自署又は記名押印）

連絡先

### 補助金交付申請書

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、常滑市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所の地名番地	常滑市
2 交付申請額	金 円
3 住宅等所有者	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他（ ）
4 建物の用途	<input type="checkbox"/> 住宅（延床面積 $m^2$ ） <input type="checkbox"/> 併用住宅（居住部分 $m^2$ ・その他 $m^2$ ）
5 設置する浄化槽	（ 人槽）
6 着工予定年月日	年 月 日
7 事業完了予定年月日	年 月 日
8 浄化槽施工業者	
9 撤去費 宅内配管工事費	<input type="checkbox"/> 撤去費 <input type="checkbox"/> 宅内配管工事費

市チェック欄

設置形態	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 転換（ → ）（ 人槽）
市税納付状況	<input type="checkbox"/> 納 <input type="checkbox"/> 納付義務無（確認日 ）

年 月 日

常滑市長 殿

住所

氏名

（自署又は記名押印）

## 誓 約 書

私は、このたび下記のとおり浄化槽を設置するに当たり、次の事項を誓約いたします。

- 1 環境保全に問題を生じた場合は、当方が責任を持って解決いたします。
- 2 設置後の保守点検、清掃、法定検査等の維持管理を厳に行います。
- 3 浄化槽を設置した区域が、公共下水道の供用開始を告示されたときは、遅滞なく公共下水道へ接続いたします。
- 4 当該地を第三者に譲渡するときは、本誓約について譲受者に継承いたします。

### 記

設置場所	常滑市
浄化槽の種類	( 人槽 )
設置予定年月日	年 月 日

様

常滑市長

## 補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり決定したので、常滑市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

### 記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付条件等
  - (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。

補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
  - (2) 承認事項等
    - ア 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
      - (ア) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
      - (イ) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。
    - イ 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (3) 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があった時には、直ちに市長に報告しなければならない。
  - (4) 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後 1 月以内（要綱第 7 条第 1 項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、変更承認通知書を受け取った日から 1 月以内）又は当該年度 2 月末日（閉庁日の場合はその直前の平日）のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
  - (5) 補助金の確定等

市長は、(4) の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
  - (6) 補助金の交付等

市長は、(5) の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。



第 号  
年 月 日

様

常滑市長

印

## 補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記により不交付とするため、常滑市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

年 月 日

常滑市長 殿

申請者 住所

氏名

（自署又は記名押印）

連絡先

## 変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった、  
合併処理浄化槽設置整備事業について、下記のとおり変更したいので  
常滑市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、承認されたく申請します。

### 記

1 補助金申請内容の変更の場合

変更の内容 及び理由	
---------------	--

2 補助事業の中止又は廃止の場合

中止又は 廃止の理由	
---------------	--

第 号  
年 月 日

様

常滑市長

印

## 変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった変更承認申請について、  
下記のとおり変更することを承認するので、常滑市合併処理浄化槽設  
置整備事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、通知します。

記

年 月 日

常滑市長 殿

補助対象者 住所

氏名  
（自署又は記名押印）  
連絡先

## 実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知を受けた合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、常滑市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

- |   |          |   |       |   |
|---|----------|---|-------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 |       | 円 |
| 2 | 事業着工年月日  |   | 年 月 日 |   |
| 3 | 事業完了年月日  |   | 年 月 日 |   |

様式第6号の2（第8条関係）

チェックリスト

検査項目	チェックポイント	欄
1 流入管きょ及び放流管きょの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4 ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されているか。	
5 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	

13 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプまずに変形や破損はないか。	
	ポンプまずに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14 ブロワーの設置、稼働状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">担当浄化槽設備士 氏名 (自署又は記名押印)</p> <p style="text-align: center;">(浄化槽設備士免状の交付番号 )</p>		

第 年 月 日  
号 日

様

常滑市長

印

## 補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に係る合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので、常滑市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、通知します。

記

金

円

年 月 日

常滑市長 殿

補助対象者 住所

氏名  
（自署又は記名押印）  
連絡先

### 補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で額の確定のあった合併  
処理浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

（振込先）

金融機関名	店名	預金種別 ----- 口座番号	フリガナ 口座名義
( 銀行 農協 金庫 )	店	普通・当座 -----	